

# 飼料における有害物質の指導基準及び監視体制の見直し

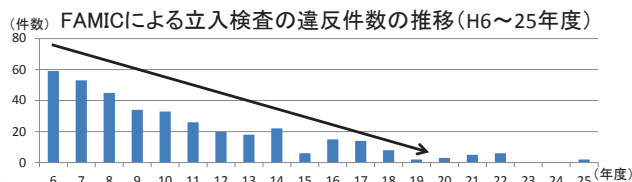
## 現状及び課題

- FAMICの検査による基準の遵守状況の確認(主に配合飼料)、事業者に対する低減対策の指導
- 事業者自らが「有害物質混入防止ガイドライン(通知)」をはじめとする各種ガイドラインに基づき、飼料の生産・製造等の各段階における有害物質の低減対策を実施

ただし、以下の三つが大きな課題

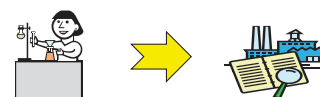
- 抜取りによる製品検査では、事業者の安全管理状況を十分に監視することが困難
- 輸入原料の調達先の多様化や新たな国内資源(飼料米、エコフィード等)の監視が必要
- 各有害物質の家畜や人に対するリスクの程度に関係なく、基準値超過の際は一律的な対応(回収等)

これらの対策が有効に機能し、違反件数が大きく減少



## 対応方向

- 有害物質に関する基準の位置付けの見直し及び管理基準の新たな導入  
(平成27年6月25日に関連通知を改正。なお、とうもろこし中のAFB<sub>1</sub>の管理基準は同年12月25日から適用。)
- ・ 基準を超過した場合のリスクの程度に応じて、「**指導基準(乳用牛用配合飼料中のアフラトキシン(AF)B<sub>1</sub>)**」と「**管理基準(乳用牛用配合飼料中のAFB<sub>1</sub>以外のかび毒、重金属等)**」に分類
- ・ 主要な飼料原料であるとうもろこしの調達先の多様化及び食品(乳)中のAFM<sub>1</sub>の新たな規制に対応するため、とうもろこしにAFB<sub>1</sub>の「**管理基準**」を新たに設定
- FAMICによる監視体制の見直し
- ・ 「最終製品の検査」を中心とした監視から、「**GMP適合状況の監視**」へ
- ・ より効果的なリスク低減が可能な原料段階及びリスクの高い物質(AF)に重点化した監視へ



➔ 飼料の「GMPガイドライン」導入との相乗効果で、我が国の飼料安全をより効果的・効率的に確保

# 乳中のアフラトキシンM<sub>1</sub>の規制に対する飼料の対応

## 現状及び課題

- 乳中のアフラトキシン(AF)M<sub>1</sub>(※)については、
- 1. 国際的には、平成13年にコーデックス基準(0.5 µg/kg)が設定
- 2. 我が国では、
- ① 平成25年、食品安全委員会は、「飼料中のAFB<sub>1</sub>及び乳中のAFM<sub>1</sub>」について以下の評価
  - ・ 農林水産省の指導による飼料中のAFB<sub>1</sub>規制により、乳中のAFM<sub>1</sub>濃度は低く抑えられているため、**現状においては、乳を含む畜産物を介した人への健康影響は極めて低い**
  - ・ ただし、AFM<sub>1</sub>が遺伝毒性発がん物質であることから、**飼料中のAFB<sub>1</sub>及び乳中のAFM<sub>1</sub>濃度を合理的に達成可能な範囲でできる限り低い水準に抑えるべき**
- ② 厚生労働省は、平成27年7月23日に乳中のAFM<sub>1</sub>の規制値(コーデックス基準と同じ値)を新たに設定(平成28年1月23日から適用)
- 米国以外からのとうもろこしの輸入が急増する中、原料段階での効果的な安全確保が必要

(※) AFB<sub>1</sub>を含んだ飼料を乳牛が摂取すると、体内でAFB<sub>1</sub>がAFM<sub>1</sub>へ一部代謝され乳へ排出

飼料中のAFB<sub>1</sub> → 乳中のAFM<sub>1</sub>

## 対応方向

- とうもろこしの調達先の多様化及び厚生労働省の乳中のAFM<sub>1</sub>の新たな規制に対応し、米国を含む輸出先国のリスク管理をより一層促すため、平成27年6月25日にとうもろこし中の**管理基準(AFB<sub>1</sub>: 0.02 mg/kg)**を新たに設定(平成27年12月25日から適用)

